

変更前	変更後
1. 総則 1. 適用 (1) 本電気需給約款(以下「この需給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約を締結したお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。なお、この需給約款に定めている内容と、当社との間で締結した電気需給契約に定めている内容に相違がある場合は、電気需給契約に定めている内容を優先するものといたします。	1. 総則 1. 適用 (1) この電気需給約款 【高圧・特別高圧】 (以下「この需給約款」といいます。)は当社が、一般送配電事業者と締結した接続供給契約に基づき、当社と直接電気需給契約 【以下「需給契約」といいます。】を締結したお客さまに対して、電気を供給するときの条件を定めたものです。なお、当社との間で締結する電気需給契約書または当社が需給契約成立の意思表示としてお客さまに通知する電気需給契約通知書 【以下「需給契約書等」といいます。】がこの需給約款に定めている内容によりがたい場合は、お客さまと当社との協議のうえ定めるものといたします。
(2) この需給約款は、当社による託送供給が、当社と一般配送電事業者との間で締結する託送供給等約款における需要家にかかる事項の遵守をお客さまが承諾していることを前提として行われるという点において、一般送配電事業者の定める託送供給等約款に準じます。	(2) お客さまは、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等 【以下「託送約款等」といいます。】における需要家にかかる事項を遵守するものといたします。
(3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 沖縄電力を除く一般送配電事業者の各供給区域	(3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 沖縄電力および電気事業法第2条第1項第8号イ項に定められている離島を除く一般送配電事業者の各供給区域
	(4) 当社は需給契約の締結、必要手続きなどを行うにあたり、当社が指定する連携事業者の一部の業務を委託する場合があります。
2. 需給約款の変更 (1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合には、当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合は、この需給約款に定める電気料金、その他の供給条件等は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、この需給約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する等の方法によりお知らせいたします。	2. 需給約款の変更 (1) 当社は、民法548条の4の規定にもとづき、当社が必要と判断した場合には、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の電気需給約款【高圧・特別高圧】の実施期日以後の電気料金その他の供給条件等は、変更後の電気需給約款【高圧・特別高圧】によります。
	(2) お客さまの需要場所を供給区域とする当該一般送配電事業者の定める託送約款等が改定された場合、または法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令・条例・規則等をふまえ、民法548条の4の規定にもとづき、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後の電気需給約款【高圧・特別高圧】の実施期日以後の電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【高圧・特別高圧】によります。
	(3) 当社は、この需給約款を変更する際には、あらかじめ変更後の電気需給約款【高圧・特別高圧】の内容およびその効力発生時期を当社ホームページに掲載する方法、メールによる通知その他の当社が適当と判断した方法 【以下「当社が適切と判断した方法」といいます。】により事前にお知らせし、効力発生時期が到来したときに、この需給約款が変更されるものといたします。
	(4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。
(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、この供給条件および電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金、その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および電気料金によります。	(5) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは、変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に関わる消費税等相当額を支払うものといたします。
(3) この需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。 イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により行います。 ハ 上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。	(6) この需給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。 ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。 ② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。 ③ ①および②にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社が適切と判断した方法により、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
	(4) お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、この需給約款等を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。
3. 定義	3. 定義

変更前	変更後																																												
(6) 電気供給約款 みなし小売電気事業者が電気の供給を行うに当たって、電気料金その他の供給条件を定めたものをいいます。	削除																																												
	(7) 需要場所 お客さまが電気を使用される場所をいい、原則として、以下のように取り扱います。 ① 1 構内または 1 建物を 1 需要場所といたします。なお、構内とは柵（植木を含む。）、堀、溝、その他の客観的なしや断物によって明確に区画された公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として各建物が同一会計主体に属するものをいいます。また、建物とは、他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる 1 建物をいいます。 ② 上記①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合において一般送配電事業者が 1 需要場所と認めるときは、1 需要場所といたします。																																												
(25) 供給地点特定番号 需要場所において1つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。	(8) 供給地点特定番号 需要場所において付与される番号であって、対象となる需要場所を特定するための識別番号をいいます。																																												
	(9) 連携事業者 お客さまと当社との需給契約または変更等について、媒介または代理を業として行う者をいいます。																																												
(18) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。	削除																																												
(20) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、重負荷時間、昼間時間、夜間時間 下記表に定める期間および時間をいいます。	(19) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、昼間時間、夜間時間 次の表に定める期間および時間をいいます。																																												
<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>対象日時</th></tr><tr><td rowspan="2">夏季/その他季</td><td>夏季</td><td>7月1日～9月30日</td></tr><tr><td>その他季</td><td>夏季以外</td></tr><tr><td rowspan="2">休日/平日</td><td>休日</td><td>土曜日、別表1（休日等）に定める日</td></tr><tr><td>平日</td><td>休日以外</td></tr><tr><td rowspan="4">ピーク時間/重負荷時間/ 昼間時間/夜間時間</td><td>ピーク時間</td><td>別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の13時～18時</td></tr><tr><td>重負荷時間</td><td>別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時</td></tr><tr><td>昼間時間</td><td>別表1（休日等）に定める日およびピーク時間または重負荷時間を除いた8時～22時</td></tr><tr><td>夜間時間</td><td>ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外</td></tr></table>	項目		対象日時	夏季/その他季	夏季	7月1日～9月30日	その他季	夏季以外	休日/平日	休日	土曜日、別表1（休日等）に定める日	平日	休日以外	ピーク時間/重負荷時間/ 昼間時間/夜間時間	ピーク時間	別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の13時～18時	重負荷時間	別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時	昼間時間	別表1（休日等）に定める日およびピーク時間または重負荷時間を除いた8時～22時	夜間時間	ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外	<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>対象日時</th></tr><tr><td rowspan="2">夏季/その他季</td><td>夏季</td><td>7月1日～9月30日</td></tr><tr><td>その他季</td><td>夏季以外</td></tr><tr><td rowspan="2">休日/平日</td><td>休日</td><td>土曜日、別表1（休日等）に定める日</td></tr><tr><td>平日</td><td>休日以外</td></tr><tr><td rowspan="4">ピーク時間/重負荷時間/ 昼間時間/夜間時間</td><td>ピーク時間</td><td>別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の13時～18時。ただし、中部電力パワーグリッド株式会社管内および関西電力送配電株式会社管内は別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時</td></tr><tr><td>重負荷時間</td><td>別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時</td></tr><tr><td>昼間時間</td><td>別表1（休日等）に定める日およびピーク時間または重負荷時間を除いた8時～22時</td></tr><tr><td>夜間時間</td><td>ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外</td></tr></table>	項目		対象日時	夏季/その他季	夏季	7月1日～9月30日	その他季	夏季以外	休日/平日	休日	土曜日、別表1（休日等）に定める日	平日	休日以外	ピーク時間/重負荷時間/ 昼間時間/夜間時間	ピーク時間	別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の13時～18時。ただし、中部電力パワーグリッド株式会社管内および関西電力送配電株式会社管内は別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時	重負荷時間	別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時	昼間時間	別表1（休日等）に定める日およびピーク時間または重負荷時間を除いた8時～22時	夜間時間	ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外
項目		対象日時																																											
夏季/その他季	夏季	7月1日～9月30日																																											
	その他季	夏季以外																																											
休日/平日	休日	土曜日、別表1（休日等）に定める日																																											
	平日	休日以外																																											
ピーク時間/重負荷時間/ 昼間時間/夜間時間	ピーク時間	別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の13時～18時																																											
	重負荷時間	別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時																																											
	昼間時間	別表1（休日等）に定める日およびピーク時間または重負荷時間を除いた8時～22時																																											
	夜間時間	ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外																																											
項目		対象日時																																											
夏季/その他季	夏季	7月1日～9月30日																																											
	その他季	夏季以外																																											
休日/平日	休日	土曜日、別表1（休日等）に定める日																																											
	平日	休日以外																																											
ピーク時間/重負荷時間/ 昼間時間/夜間時間	ピーク時間	別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の13時～18時。ただし、中部電力パワーグリッド株式会社管内および関西電力送配電株式会社管内は別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時																																											
	重負荷時間	別表1（休日等）に定める日を除いた夏季の10時～17時																																											
	昼間時間	別表1（休日等）に定める日およびピーク時間または重負荷時間を除いた8時～22時																																											
	夜間時間	ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外																																											
II. 契約 6. 需給契約 (1) お客さまは、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式にしたがって申込をしていただき、電気需給契約を締結して頂きます。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法	II. 契約の締結 6. 需給契約の申込み (1) お客さまが、当社との間で新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式に従って申込みをしていただきます。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、連絡体制、電気料金単価、および料金の支払方法																																												
(2) 契約種別については、高圧季節別時間帯別電力または特別高圧季節別時間帯別電力を基準として、当社と協議していただきます。	削除																																												
(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。	(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、当社に申込みをしていただきます。なお、当該一般送配電事業者との協議の推移、および結果によっては、当社からの電力供給が使用開始希望日から遅れる場合があり、それに付随する損害については、その直接、間接を問わず当社はその責任の一切を負わないものといたします。																																												

変更前	変更後
(5) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送供給等約款に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	(4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
7. 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、当社が契約書または通知書（以下、契約書等という）により意思表示したときに成立するものといたします。なお、通知書は郵送または電子メールやインターネット等の電磁的方法によってお知らせするものといたします。	7. 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みに対して当社が需給契約書等により承諾の意思表示をしたときに成立するものといたします。また、電子メールやインターネット等の電磁的方法により、当社所定の様式にしたがって申込をしていただいた場合も、同様に当社が需給契約書等により承諾の意思表示をしたときに成立するものといたします。
(2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、お客さまとの需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年間といたします。 ロ 契約期間満了に先立ち、期間満了の3ヶ月前までにお客さままたは当社より相手方に対して書面による需給契約の終了または変更の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	(2) 契約期間は、次によります。 ① お客さまとの需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年間といたします。なお、需給開始日（新たな料金単価を適用した日を含みます）または契約電力増加の日以降1年未満の期間内には原則として解約できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。 ② 需給契約が更新（電気料金その他の供給条件を一切の変更せずに需給契約の契約期間を延長することをいい、以下「自動更新」といいます。）される場合において、電気事業法にもとづく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法にもとづく書面の交付については、原則として、当社が適切と判断した方法にて行うものとし、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間および供給地点特定番号を記載すれば足りるものとします。なお、契約期間は自動更新した日から1年間といたします。 ③ 自動更新後、お客さままたは当社が電気料金その他の供給条件の変更を希望する場合には、希望日の3月前までに相手方にそのことを書面にて通知し、双方同意することで、お客さままたは当社は変更希望日に電気料金その他の供給条件を変更いたします。 なお、契約期間は変更希望日から1年間といたします。 ④ ②および③において、契約期間中にお客さまが廃止を希望される場合はまたは当社が解約を希望する場合の契約期間はこの限りではありません。
10. 供給の開始 (1) 当社は、直接当社とお客さまとの間で需給契約が成立したときには、需給契約に則り需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給開始予定日より電気の供給を開始いたします。	10. 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込を承諾したときには、当該一般送配電事業者と調整のうえ需給契約書等に需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気の供給を開始いたします。
	(3) 当該一般送配電事業者との間で接続供給契約の締結その他の電気の供給に必要な手続きが完了しない場合には、電気の供給が開始されないことにつき、お客さまは、あらかじめ承諾していただきます。なお、電気の供給が開始されないことに付随する損害については、当社に故意または過失がある場合を除き、その直接、間接を問わず当社はその責任の一切を負わないものといたします。
III. 契約種別および料金 12. 契約種別 契約種別については、高圧季節別時間帯別電力、特別高圧季節別時間帯別電力、および臨時電力、自家発補給電力、予備電力を基準として、当社と協議していただきます。	III. 契約種別および料金 12. 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。 常時供給電力、臨時電力、自家発補給電力、予備電力
13. 高圧季節別時間帯別電力 (1) 対象となるお客さま 高圧で電気の供給を受けて、契約電力が50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものを対象といたします。 なお、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合で、当該一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。	13. 常時供給電力 (1) 対象となるお客さま 対象となるお客さまは以下のとおりといたします。 ① 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で契約電力が50キロワット以上であるもの ② 高圧または特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で契約電力が50キロワット以上であるもの
(4) 契約電力 契約電力は、次によって定めます。 イ 契約電力が500キロワット以上の場合 （イ） 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。 （ロ） 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。	(4) 契約電力 契約電力は、次によって定めます。 ① 高圧で受電し、契約電力が500キロワット以上、または特別高圧で受電する場合 a 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めます（以下、「協議制」といいます）。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。 b 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

変更前	変更後
(5) 料金 料金とは、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）（1）によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。	(5) 料金 料金とは、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、③によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格が別表23（燃料費調整）（1）②に定めるx円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表23（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表23（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）②に定めるx円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(6) その他 イ 契約期間満了に先だって、原則として契約種別を変更することはできません。 ロ 契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、他の契約種別に変更することはできません。	削除
14. 特別高圧季節別時間帯別電力 (1) 対象となるお客さま 特別高圧で電気の供給を受けて、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力とあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものを対象といたします。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。	削除
(3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。 ロ 特別高圧自家発補給電力と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。	削除
(4) 料金 料金とは、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）（1）によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、1月につき、契約書等に定める料金単価とその1月の契約電力により算定されるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。 ロ 電力量料金 電力量料金は、契約書等に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。なお、料金単価が契約書等に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するものといたします。	削除
ハ 力率割引および割増し (イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しといたします。	削除

変更前	変更後
(5)その他 イ 契約期間満了に先だって、原則として契約種別を変更することはできません。 ロ 契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、他の契約種別に需給契約を変更することはできません。	削除
15. 臨時電力 (2) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）（1）によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。	14. 臨時電力 (3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、③によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）（1）②に定めるx円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）②に定めるx円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
イ 基本料金 基本料金は、みなし小売電気事業者が定める契約種別の料金の20パーセントを割増したものを基準として個別に取り決めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。 ロ 電力量料金 電力量料金は、契約書等に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。なお、料金単価が契約書等に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するものといたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、決定した契約種別に準じて適用いたします。	① 基本料金 基本料金は、1月につき、需給契約書等に定める料金単価とその1月の契約電力により算定されるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、といたします。 ② 電力量料金 電力量料金は、需給契約書等に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。 ③ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、常時供給電力に準じて適用いたします。
16. 自家発補給電力 ロ 契約電力 (イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。 (ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 a 予備発電設備が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値 なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。 b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合 お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値	15. 自家発補給電力 (2) 契約電力 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）または負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めます。
ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金、別表2（燃料費調整）（1）によって算定された燃料費調整額、および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。	(3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。ただし、基本料金は、③によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）（1）②に定めるx円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）②に定めるx円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

変更前	変更後
(イ) 基本料金 基本料金は、契約書等に定めるものいたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。	① 基本料金 基本料金は、1月につき、需給契約書等に定める料金単価とその1月の契約電力により算定されるものといたします。(まったく電気の供給を受けない場合も同様といたします。) また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合(その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。)で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、契約書等に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。なお、料金単価が契約書等に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の使用電力量により算定するものといたします。 (ハ) 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、決定した契約種別に準ずるものといたします。	② 電力量料金 電力量料金は、需給契約書等に定める料金単価とその1月の使用電力量により算定されるものといたします。 ③ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、常時供給電力に準ずるものといたします。
ホ 高圧季節別時間帯別電力等と同一計量される場合の最大需要電力 同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。 (イ) その1月の30分ごとの需要電力の最大値が契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用季節別時間帯別電力等と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。 (ロ) 自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。	(5) 常時供給電力と同一計量される場合の最大需要電力 常時供給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。 ① 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。 ② 超過の原因が明らかでないときは、常時供給電力と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
17. 予備電力 (1) 対象となるお客さま お客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。 (イ) 予備線 常時供給変電所から供給を受ける場合 (ロ) 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合	17-16. 予備電力 (1) 対象となるお客さま 常時供給電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。 (イ) ① 予備線 常時供給変電所から供給を受ける場合 (ロ) ② 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合
(2) 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。	(2) 契約電力 契約電力は、常時供給分供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分供給電力の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分供給電力の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。
17. 予備電力 (3) 料金 料金は、基本料金の合計といたします。	16. 予備電力 (3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）（1）②に定めるx円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）②に定めるx円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

変更前	変更後
IV. 料金の算定および支払い 19. 検針日 検針日は、次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。 (1) 検針は、一般送配電事業者がお客さまごとに定めた日（一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、一般送配電事業者が毎月ごとに行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、一般送配電事業者が定めた日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、一般送配電事業者は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 供給開始日からその直後の需給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、一般送配電事業者が定めた日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後の需給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、一般送配電事業者が定めた日に検針を行ったものといたします。	IV. 料金の算定および支払い 18. 検針日 検針日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
20. 料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。	19. 料金の算定期間 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
24. 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。 この場合の請求日は、託送供給等約款に定める検針日（以下「検針日」といいます。）といたします。ただし、検針日に検針が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。また需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。	23. 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 ① 支払義務の発生日は、検針日といたします。 ② 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
	(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
25. 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いは、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ 当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払っていただきます。払込みにかかる手数料はお客様に負担いただきます。	24. 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金および工事費負担金等相当額（以下あわせて「料金等」といいます。）の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によるものといたしますが、料金については、原則として①の方法により支払っていただきます。 ① お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 なお、その際に発生する手数料は当社が負担いたします。 ② お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより料金等を支払われる場合には、その際に発生する手数料はお客さまに負担していただきます。
27. 保証金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日が経過してなお支払われなかった場合 (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 ハ 当社が審査した結果、与信上懸念があると認められた場合	26. 保証金 (1) 当社は、お客さまに与信上の懸念があると認められた場合その他当社が必要と判断した場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、保証金を預けていただくことがあります。保証金は、予想月額料金の3月分に相当する金額を基準として決定し、保証金の預かり期間は、契約期間の範囲内といたします。
(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2 年以内の預かり期間を設定いたします。	削除

変更前	変更後
(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。	(3) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。	(5) 当社は、需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。 ただし(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。
	V. 使用および供給 29. 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。 (2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。
30. 需要場所への立入りによる業務の実施 当社が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、当社または一般電気事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務	30. 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または当該一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査 (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (3) 計量器の検針または計量値の確認 (4) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務
	31. 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 ① 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ② 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ③ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ④ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ⑤ その他①、②、③または④に準ずる場合 (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合は、(1)に準ずるものとし、または、この場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
	32. 施設場所の提供 お客さままたは当社が、当該一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。
	33. 調査および調査に対するお客さまの協力等 (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、法令で定めるところにより、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）により調査が行われます。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえて、お客さまから電気工作物の配線図の提示を提示していただきます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。 (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完了したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

変更前	変更後
	34. 保安に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者に通知していただきます。 ① お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および当該一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合、保安上とくに必要があるときは、当該一般送配電事業者と協議していただくことがあります。 (3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者とで協議していただきます。 (4) 需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。
	35. 供給の停止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。 ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ② お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合 (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または当該一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。 ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ④ 託送約款等に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合 ⑤ 30.（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合 (3) お客さまが27.（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状況または発電状態への修正に応じていただけないときには、電気の供給を停止されることがあります。 (4) お客さまがその他この需給約款、託送約款等に反した場合には、電気の供給が停止されることがあります。 (5) (1)から(4)によって電気の供給が停止される場合には、当該一般送配電事業者は、同社が所有する供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
	36. 供給停止の解除 35.（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した場合は、すみやかに電気の供給が再開されます。
32. 違約金 (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合 ハ 高圧季節別時間帯別電力の場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、 6月以内で当社が決定した期間といたします。	32-38. 違約金 (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 ③ 高圧季節別時間帯別電力の場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。 ④② 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合 ③ その他、託送約款等に定める違約金として当該一般送配電事業者が当社に請求することができる事由に該当した場合 (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて支払いを免れたと当社が合理的に算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
VI. 契約の変更および終了 37. 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。契約種別、契約電力を変更する場合、契約変更時に当社が承諾した供給日から契約変更後の供給条件を適用いたします。	VI. 契約の変更および終了 43. 需給契約の変更 お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、料金適用開始日から1年未満の期間内には原則として需給契約を変更することはできません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。 料金適用開始日から1年以上を経過した後、お客さままたは当社が需給契約の変更を希望する場合には、希望日の3月前までに相手方にそのことを書面に通知し、双方同意することで、お客さままたは当社は変更希望日に需給契約を変更いたします。

変更前	変更後
38. 料金単価の変更 当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款が改定された場合、みなし小売電気事業者の電気供給約款が改定された場合、または発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、電気需給契約における新たな料金単価を定めるものとします。 (1) 当社は、自らまたはお客さまからの申し出を受けて、新たな料金単価およびその適用開始予定日（以下、「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を事前に書面でお客さまに通知します。 (2) お客さまと当社は、新たな料金単価および新料金単価の適用開始日について、新料金単価適用開始予定日の15日前までに決定するものとします。	44. 料金単価の変更 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、当該お客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の料金が改定された場合、発電費用等の変動により料金改定が必要となる場合その他電気の供給に関わる情勢に大きな変化がある場合は、次の手順により、需給契約における新たな料金単価を定めるものといたします。 (1) 当社は、新たな料金単価およびその適用開始予定日（以下、「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を新料金単価適用開始予定日の3月前までに当社が適切と判断した方法にてお客さまに通知いたします。 (2) お客さまと当社は、新たな料金単価および新料金単価の適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の15日前までに合意するものといたします。
39. 名義の変更 合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。	削除
41. 需給開始後の需給契約の廃止・変更にもなう料金および工事費の精算 お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加（契約受電設備の新設による契約受電設備の総容量の増加を含む）された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。1年に満たない期間の料金について、さかのぼって廃止または減少した契約電力分につき、基本料金および電力量料金の20%を割増したものを適用し、既に当社が請求した料金との差額を、臨時精算金として当社に支払うものとします。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとします。また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。	46. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さまが、需給開始日（新たな料金単価を適用した日を含みます）または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、自動更新による2年目以降新たな契約期間開始後1年に満たないで需給契約を廃止する場合および非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
	①需給開始日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合 当社は、お客さまが需給開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって需給契約書等に定める基本料金および電力量料金の料金単価を1.2倍したもの（以下「臨時精算単価」といいます。）を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。
	②契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時精算単価を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時精算単価を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 また、当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。
	③需給開始日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合 当社は、お客さまが需給開始日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時精算単価を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時精算単価を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 また、当社が当該一般送配電事業者から、契約電力の減少にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

変更前	変更後
	④ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時精算単価を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価を適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けま す。 なお、臨時精算単価を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 また、当社が当該一般送配電事業者から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けま す。
	(2) 13（常時供給電力）(4)②によって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または13（常時供給電力）(4)②a(C)により契約電力を減少しようとする場合は、(1)に準ずるものといたします。 この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、13（常時供給電力）(4)②a(c)により契約電力を減少しようとする日といたします。
43. 需給契約の解除・解約 (1) お客さままたは当社が前条各号の一に該当した場合、相手方は、何らの催告をなすことなく、本契約を解除することができますものとします。なお、前条各号の一に該当した当事者に対する相手方の損害賠償の請求を妨げないものとします。 (2) 前項の定めに関わらず、お客さま若しくは当社が46(反社会的勢力の排除)に違反していることが判明したときは、他方の当事者（以下本項において「解除当事者」という。）は何らの催告を要せず本契約を解除することができます、解除によって被った損害の賠償を当該お客さままたは当社（以下、本項において「被解除当事者」という。）に対して請求することができるものとします。また、当該解除によって、被解除当事者に損害が生じても、被解除当事者は解除当事者に対して、その賠償を求めることはできないものとしま す。	48. 需給契約の解除等 (1) お客さままたは当社が47.（期限の利益喪失）の(1)～(7)に該当した場合、相手方は、15日前までに予告をすることにより、需給契約を解除することができるといたします。なお、47.（期限の利益喪失）の(1)～(7)に該当した当事者に対する相手方の損害賠償の請求を妨げないものといたします。 (2) (1)の定めにかかわらず、お客さまもしくは当社が52.（反社会的勢力の排除）に違反していることが判明したときは、相手方（以下、本項において「解除当事者」といいます。）は何らの催告を要せず需給契約を解除することができ、解除によって被った損害の賠償を他方の当事者（以下、本項において「被解除当事者」といいます。）に対して請求することができるものといたします。また、当該解除によって、被解除当事者に損害が生じても、被解除当事者は解除当事者に対して、その賠償を求めることはできないものといたします。 (3) お客さまが、45.（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。
	VII. 供給方法、工事および工事費の負担 50. 供給方法および工事 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
VII. その他 45. 工事費等の負担 (1) 供給開始にともなう工事費等の負担 この需給約款に基づく供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。 (2) 契約変更にともなう工事費等の負担 お客さまの契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から工事等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。 (3) 設備の一変更にともなう工事費等の負担 お客さまが一般送配電事業者の設備に係わる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。 (4) 契約電力変更に本契約を解約または契約電力を再変更する場合の工事費等の負担 お客さまの都合により、一旦契約電力を変更したうえで、さらにお客さまの都合により途中で本契約を解約し、またはさらに変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。 (5) その他工事費等の負担 その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から接続供給契約にもとづく工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。 (6) 本項目の適用 お客さまの都合によって供給開始に至らないで本契約を解約または変更される場合であっても本項目の規程が適用されます。	51. 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事費に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実質相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けま す。 (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。 (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。 (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消しまたは変更される場合で、当該一般送配電事業者から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けま す。

変更前	変更後																																																				
2. 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 α、β、γは各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします（特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。）。 なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。	3. 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 ① 平均燃料価格 α、β、γはお客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の電気需給約款に定める数値に準ずるものといたします（電気需給約款が改正された場合は、改正後の電気需給約款に準じます。）。 なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。																																																				
ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ※各式で用いる x、y は各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします（特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます）。 （イ）1キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (x － 平均燃料価格) × (2) の基準単価／1,000 （ロ）1キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を上回り、かつ、y 円以下の場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 － x) × (2) の基準単価／1,000 （ハ）1キロリットル当たりの平均燃料価格が y 円を上回る場合、平均燃料価格は、y 円といたします。	②燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ※各式で用いる x はお客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の電気需給約款に定める数値に準ずるものといたします（当該電気需給約款が改正された場合は、改正後の当該電気需給約款に準じます）。 a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (x 円－平均燃料価格) × (2) の基準単価／1,000 b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 － x 円) × (2) の基準単価／1,000																																																				
ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。	③燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から6月の検針日の 前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の 前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の 前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の 前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の 前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から 10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検 針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から 11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前 日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から 12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前 日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前 日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前 日までの期間</td></tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の 前日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の 前日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の 前日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の 前日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の 前日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検 針日の前日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前 日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前 日までの期間	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前 日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前 日までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td><td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td><td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td><td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td><td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td><td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td><td>その年の11月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td><td>その年の12月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から 10月31日までの期間</td><td>翌年の1月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から 11月30日までの期間</td><td>翌年の2月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から 12月31日までの期間</td><td>翌年の3月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の4月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)</td><td>翌年の5月の料金に係る計量期間等</td></tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の 前日までの期間																																																				
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の 前日までの期間																																																				
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の 前日までの期間																																																				
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の 前日までの期間																																																				
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の 前日までの期間																																																				
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日 の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日 の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検 針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前 日までの期間																																																				
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前 日までの期間																																																				
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前 日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前 日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等																																																				
二 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。 燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価	④燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。																																																				

変更前	変更後																																																				
(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合、各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします（特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます）。	(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合値とし、お客さまの需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の電気需給約款に定める数値に準ずるものといたします（当該電気需給約款が改正された場合は、改正後の当該電気需給約款に準じます）。																																																				
4. 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 α、β、γは各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします（特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます。）。 なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。	4. 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 ① 離島平均燃料価格 α、β、γは九州電力株式会社の電気需給約款に定める数値に準ずるものといたします（当該電気需給約款が改正された場合は、改正後の当該電気需給約款に準じます。）。 なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。																																																				
ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ※各式で用いる x、y は各一般送配電事業者の各供給区域別に当該供給区域のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款に定める数値に準ずるものとします（特定小売供給約款が改正された場合は、改正後の特定小売供給約款に準じます）。 （イ）1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = $(x - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$ （ロ）1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を上回り、かつ、y 円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = $(\text{離島平均燃料価格} - x) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$ （ハ）1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が y 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、y 円といたします。	②離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ※各式に用いる x、y は九州電力株式会社の電気需給約款に定める数値に準ずるものといたします（当該電気需給約款が改正された場合は、改正後の当該電気需給約款に準じます）。 a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = $(x \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$ b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を上回り、かつ、y 円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 = $(\text{離島平均燃料価格} - x \text{ 円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$ c 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が y 円を上回る場合、の離島平均燃料価格は、y 円といたします。																																																				
ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。	③離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th><th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から 3月31日までの期間</td><td>その年の5月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から 4月30日までの期間</td><td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から 5月31日までの期間</td><td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から 6月30日までの期間</td><td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から 7月31日までの期間</td><td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から 8月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から 9月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から 10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から 11月30日までの期間</td><td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から 12月31日までの期間</td><td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間。 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td><td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間。 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th><th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td><td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td><td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td><td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td><td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td><td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td><td>その年の11月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td><td>その年の12月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td><td>翌年の1月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td><td>翌年の2月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td><td>翌年の3月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td><td>翌年の4月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間。 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td><td>翌年の5月の料金に係る計量期間等</td></tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間。 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間。 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																																																				
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等																																																				
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間。 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等																																																				
ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。 離島ユニバーサルサービス調整額＝使用電力量×離島ユニバーサルサービス調整単価	④離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。																																																				